

議員発案第 1 号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和8年3月23日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 佐藤和雄

記

三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 79 条中「、印刷して」を削る。

第 149 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第 1 号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

（会議録の配布）

第 79 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

（資料等印刷物の配布許可）

第 149 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。